

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

落札候補者決定基準

令和7年9月

広島市

目 次

1	総則	- 1 -
2	落札候補者の決定方法	- 1 -
2-1	入札参加資格審査	- 1 -
2-2	技術評価及び価格評価	- 1 -
2-2-1	技術対話	- 1 -
2-2-2	技術提案及び見積書の改善	- 2 -
2-2-3	技術審査方法	- 2 -
2-2-4	技術評価方法	- 2 -
2-2-5	入札執行	- 3 -
2-2-6	価格評価	- 3 -
2-2-7	総合評価	- 3 -
3	落札候補者決定の手順	- 4 -
4	総合評価	- 5 -
4-1	総合評価点	- 5 -
4-2	技術評価	- 5 -
4-2-1	評価項目	- 6 -
4-2-2	評価方法と配点	- 7 -
4-2-3	定性評価方法	- 9 -
4-2-4	定量評価方法	- 9 -
4-3	価格評価	- 9 -
別紙-1	: 評価基準書	

1 総則

本落札候補者決定基準（以下「本基準」という。）は、広島市（以下「本市」という。）が実施する広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）に係る落札候補者を決定するための基準を定めたものであり、入札説明書と一体のものである。

また、本市は、本事業の落札候補者の選定を行うに当たり、学識経験を有する者からの意見を踏まえ、公平な評価基準を作成し、審査委員会において客観的な審査・評価を行い、落札候補者を決定する。

2 落札候補者の決定方法

落札候補者は、公平性、透明性の確保及び民間事業者の創意工夫発揮の観点から、一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）で決定する。

当該入札方式においては、入札参加資格審査、技術評価及び価格評価を実施し、総合的に評価を行う。

2-1 入札参加資格審査

本市は、本事業の入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）から提出された入札参加資格審査書類等に対して、入札説明書に示す入札参加資格要件に照らして入札参加資格審査を行う。

なお、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

2-2 技術評価及び価格評価

技術評価及び価格評価では、入札参加資格審査を通過した応募者（以下「入札参加資格審査通過者」という。）から提出された技術提案書又は改善技術提案書に対して、本書に示す落札候補者決定基準を基に評価を行う。

2-2-1 技術対話

(1) 技術対話の対象者

技術対話の対象者は、入札参加資格審査通過者のうち、技術提案書を提出した全ての者とする。

(2) 技術対話の範囲

入札参加資格審査通過者から提出される技術提案書を基に、技術対話を実施する。技術対話の内容は、技術提案に関するものに限定し、それ以外については、原則として対象としない。

2-2-2 技術提案及び見積書の改善

(1) 改善通知の対象

技術対話の結果、要求水準書を満たしていない又は満たしていないおそれのある入札参加資格審査通過者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 17 条の規定に基づき、技術提案の改善通知を行い、改善技術提案書及び改善見積書の提出を求める。

改善通知を行う技術提案の対象は、次に掲げる 3 項目とする。

- ① 要求水準書を満たしていないと判定した項目（以下「項目①」という。）
- ② 要求水準書を満たしていないおそれがある項目（以下「項目②」という。）
- ③ 提案内容が不明瞭で審査が行えない項目（以下「項目③」という。）

(2) 改善技術提案書の取扱い

1) 項目①及び項目②

項目①及び項目②に対する提案項目の取扱いは、要求水準未達による失格を救済する措置である。ただし、項目②については、技術対話により、要求水準未達のおそれが払拭されたと本市が認めた場合には、項目③と同様に取り扱う。

2) 項目③

項目③に対する提案項目の取扱いは、当初提出された技術提案書に対して審査を行わず、提出された改善技術提案書に対して、審査を行うものとする。

なお、改善技術提案書は、当初提出された技術提案内容の変更を認めない。

2-2-3 技術審査方法

技術審査では、入札参加資格審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書が要求水準を満たしているか審査する。

なお、改善技術提案書の内容が要求水準書に示す要件を満たしていない入札参加資格審査通過者は失格とする。

2-2-4 技術評価方法

技術評価では、技術審査を通過した者（以下「技術審査通過者」という。）を対象として、提出された技術提案書又は改善技術提案書を基に、本書に示す評価方法及び評価基準書により採点を行う。

2-2-5 入札執行

技術審査通過者を対象として、入札を執行する。

なお、入札及び開札の日時、場所などの詳細は、入札説明書に示す。

2-2-6 価格評価

価格評価では、技術審査通過者が入札した入札価格が予定価格の範囲内であることを条件とし、本書に示す価格評価方法に基づき価格点を算定する。

2-2-7 総合評価

総合評価では、技術評価及び価格評価を基に、総合的な評価を実施する。

3 落札候補者決定の手順

落札候補者決定の手順は、図3-1に示すとおりである。

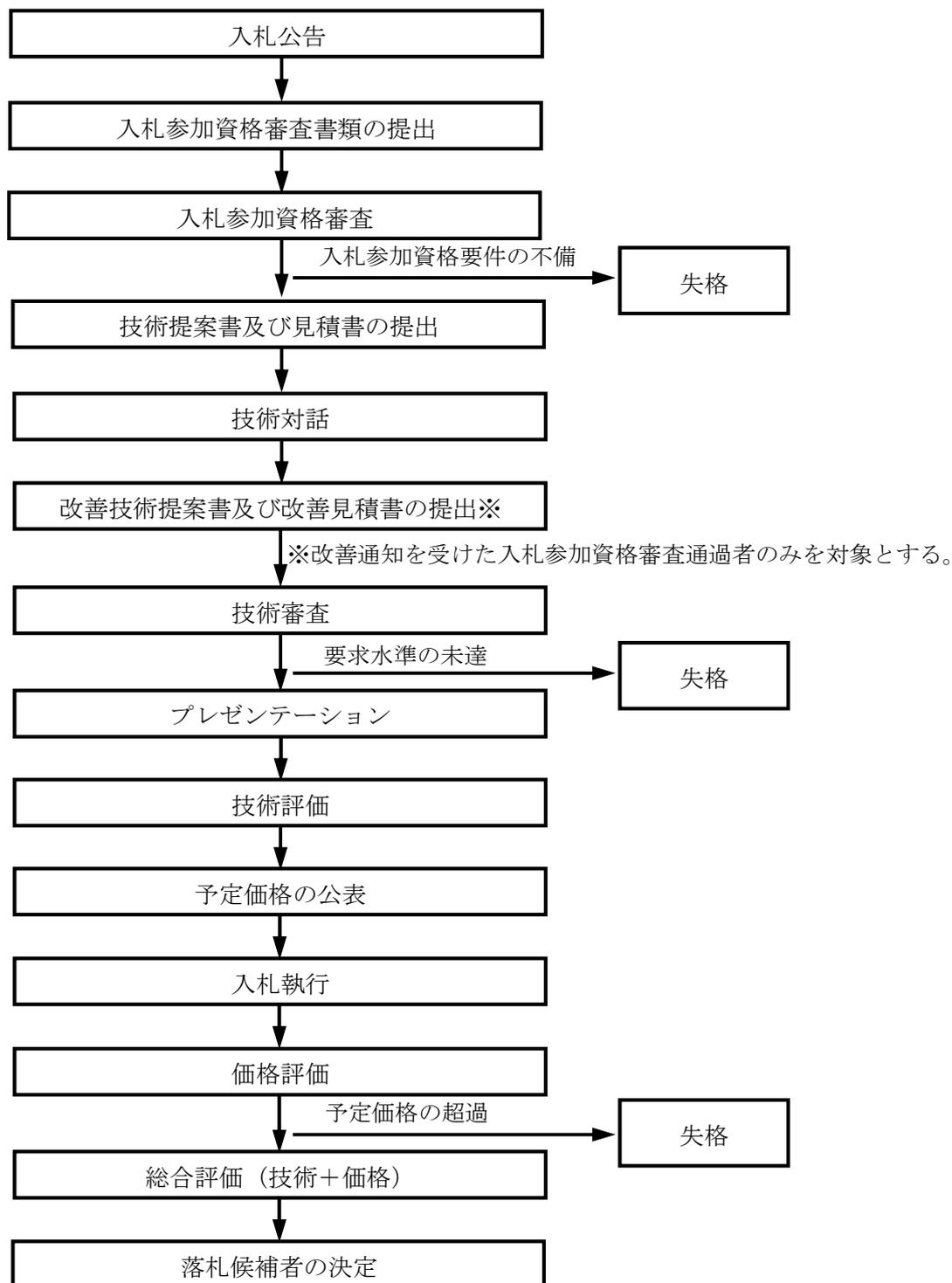


図3-1 落札候補者決定フロー

4 総合評価

総合評価では、技術評価及び価格評価を基に、総合評価点を算定し、技術審査通過者のうち最も高い点数の者を落札候補者とする。

なお、総合評価点の最も高いものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

4-1 総合評価点

総合評価点は、以下に示す算定式により算定する。

$$\text{総合評価点 (100 点)} = \text{技術評価点 (60 点)} + \text{価格評価点 (40 点)}$$

4-2 技術評価

技術評価は、入札参加資格審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書に対して、本書に示す評価方法（定性評価又は定量評価）及び別紙-1に示す評価基準書を基に採点を行う。

4-2-1 評価項目

技術提案に係る評価項目は、表4-1に示すとおりとする。

表4-1 技術提案に係る評価項目

No	評価分類	評価項目	評価内容
1	事業の安定性	設計・施工業務の実績	同種施設における設計・施工業務実績
2		維持管理・運營業務の実績	同種施設における維持管理・運營業務実績
3		下水汚泥再資源化物の利活用計画	下水汚泥再資源化物の利活用に当たり、事業安定性に寄与する利活用計画
4		セルフモニタリング	各業務におけるセルフモニタリング体制及びモニタリング方法
5	設計・施工	段階的施工計画	段階的施工に関する具体的かつ現実的な計画
6		施設の機能性	脱水汚泥の量及び性状の変動に対する施設・設備計画の妥当性
7		施設の信頼性	安定稼働を見据えた耐久性、冗長性及び故障・不具合への対策
8	維持管理・運営	効率的な維持管理・運営計画	維持管理の省力化・効率化、ライフサイクルコストの低減
9		安定的な維持管理計画	下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の安定性
10	肥料利用の拡大推進	下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	下水汚泥再資源化物の肥料利用に係る普及促進計画
11	環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減	下水汚泥再資源化施設等における温室効果ガス排出量の削減の取り組み、創エネルギーの自己消費
12	地域への貢献	施工に関する地域企業との連携	地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び品質向上等
13		維持管理・運営に関する地域企業との連携	地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び防災・減災機能の強化等
14	社会的項目	女性技術者の雇用、環境対策への取組	主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者、環境対策への取り組み
15	その他	付帯事業	環境負荷低減、肥料利用の推進及びカーボンニュートラルに対する取り組み等
16		見学者への対応	施設見学者に対する本市への協力方針及び本事業のPR方法等

4-2-2 評価方法と配点

技術評価の評価方法は、前項の表 4-1 で示した技術提案に係る評価項目に対して、定性評価又は定量評価を実施する。

評価項目に対する定性評価又は定量評価の設定及び配点は、次ページの表 4-2 のとおりとする。

なお、評価基準の詳細は、別紙-1 に示すとおりとする。

表4-2 技術提案に係る評価方法及び配点

No	評価分類	評価項目	評価方法		配点
			定性	定量	
1	事業の安定性	設計・施工業務の実績		○	3.0
2		維持管理・運營業務の実績		○	3.0
3		下水汚泥再資源化物の利活用計画		○	4.0
4		セルフモニタリング	○		3.0
小計					13.0
5	設計・施工	段階的施工計画	○		6.0
6		施設の機能性	○		5.0
7		施設の信頼性	○		5.0
小計					16.0
8	維持管理・運営	効率的な維持管理・運営計画	○		5.0
9		安定的な維持管理計画	○		5.0
小計					10.0
10	肥料利用の拡大推進	下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	○		7.0
小計					7.0
11	環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減		○	5.5
小計					5.5
12	地域への貢献	施工に関する地域企業との連携	○		2.0
13		維持管理・運営に関する地域企業との連携	○		2.0
小計					4.0
14	社会的項目	女性技術者の雇用、環境対策への取組		○	0.5
小計					0.5
15	その他	付帯事業	○		3.0
16		見学者への対応	○		1.0
小計					4.0
合計					60.0

4-2-3 定性評価方法

定性評価は、表4-3に示す採点基準を基に、技術評価点を付与する。

表4-3 定性評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準 ¹
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	AからDに該当しない	配点×0.00

4-2-4 定量評価方法

定量評価は、別紙-1に示す評価方法によって、技術評価点を付与する。

4-3 価格評価

価格評価は、入札価格が予定価格以下の入札を対象として、以下に掲げる算定式を基に価格評価点を算定する。

ただし、価格評価点算出の際は、評価下限価格を設けるものとし、最低入札価格が評価下限価格未満の場合は、当該最低入札価格を評価下限価格に置き換えて、各技術審査通過者の価格評価点を算定する。

また、評価下限価格は事前に公表しないものとし、評価下限価格未満の入札を行った技術審査通過者は、満点の40点とする。

$$\text{価格評価点}^1 (40 \text{ 点}) = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

なお、入札に当たっては、以下のいずれかの予定価格を超える入札を行った技術審査通過者は、失格とする。

- ① 設計・施工業務及び維持管理・運営業務の合計の予定価格
- ② 設計・施工業務に係る予定価格
- ③ 維持管理・運営業務に係る予定価格

¹ 採点は、小数第三位を四捨五入し、小数第二位とする。

評価基準書

落札候補者決定基準の４－２－２項、表４－２に示す技術提案の評価項目に沿って、次ページ以降に評価基準を示す。

なお、評価基準書に示す項目は、定量評価及び定性評価の全てとする。

また、定性評価の提案内容の記載に当たっては、様式 11-2 号に示す「提案を求める項目番号」を記載した上で、提案内容を記述すること。

例) No.5 の場合

ア－１．①

(提案内容)

ア－２．①

(提案内容)

ア－３．②

(提案内容)

ア－４．③

(提案内容)

イ－１．

(提案内容)

イ－２．

(提案内容)

イ－３．

(提案内容)

No. 1	
評価方法：定量評価	
評価分類・項目：事業の安定性_設計・施工業務の実績	
評価内容：同種施設における設計・施工業務実績	
各項目評価 [設計・施工業務件数] (配点：1.0)	<ul style="list-style-type: none"> ● 同種施設における設計・施工業務実績の件数に応じた配点は、以下のとおりである。
	1.0 設計・施工業務実績件数が3件以上である場合。
	0.7 設計・施工業務実績件数が2件である場合。
	0.3 設計・施工業務実績件数が1件である場合。
	0.0 設計・施工業務実績件数が0件である場合。
各項目評価 [施設規模] (配点：1.0)	<ul style="list-style-type: none"> ● 同種施設における施設規模の実績に応じた配点は、以下のとおりである。
	1.0 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模以上である場合。
	0.7 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/2以上施設規模未満である場合。
	0.3 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/4以上1/2未満である場合。
各項目評価 [稼働年数] (配点：1.0)	<ul style="list-style-type: none"> ● 同種施設における稼働年数の実績に応じた配点は、以下のとおりである。
	1.0 稼働年数が10年以上である場合
	0.7 稼働年数が5年以上10年未満である場合。
	0.3 稼働年数が2年以上5年未満である場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 配点は各項目評価の合計とする。 ● ここでいう「同種施設」の定義は、要求水準を満たす事業者提案と同じ技術方式を採用した施設を示す。 ● 設計・施工業務件数及び施設規模の要件における「実績」は、受注した各業務が完了しているものに限る。 ● 施設規模の要件については、同種施設の設計・施工業務実績が1件以上あれば、評価対象とする。 ● 稼働年数は、同種施設であれば施設規模を問わず評価対象とする。 ● 件数及び年数は、技術提案書提出日における件数及び年数とする。

No. 2	
評価方法：定量評価	
評価分類・項目：事業の安定性_維持管理・運營業務の実績	
評価内容：同種施設における維持管理・運營業務実績	
各項目評価 [維持管理・運營業務 件数] (配点：1.0)	● 同種施設における維持管理・運營業務件数に応じた配点は、以下のとおりである。
	1.0 維持管理・運營業務件数が3件以上である場合。
	0.7 維持管理・運營業務件数が2件である場合。
	0.3 維持管理・運營業務件数が1件である場合。
	0.0 維持管理・運營業務件数が0件である場合。
各項目評価 [施設規模] (配点：1.0)	● 維持管理・運營業務実績のある同種施設における施設規模に応じた配点は、以下のとおりである。
	1.0 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模以上である場合。
	0.7 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/2以上施設規模未満である場合。
	0.3 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/4以上1/2未満である場合。
	0.0 実績の施設規模が本事業で提案する施設規模の1/4未満である場合。
各項目評価 [維持管理・運當年数] (配点：1.0)	● 同種施設における維持管理・運當年数の実績に応じた配点は、以下のとおりである。
	1.0 維持管理・運當年数が10年以上である場合
	0.7 維持管理・運當年数が5年以上10年未満である場合。
	0.3 維持管理・運當年数が2年以上5年未満である場合。
	0.0 維持管理・運當年数が2年未満である場合。
記載等に関する 留意事項	● 配点は各項目評価の合計とする。 ● ここでいう「同種施設」の定義は、要求水準を満たす事業者提案と同じ技術方式を採用した施設を示す。 ● 維持管理・運營業務件数の要件における「維持管理・運營業務件数」は、維持管理・運營業務が開始しているものに限る。 ● 施設規模の要件については同種施設の維持管理・運營業務実績が1件以上あれば、評価対象とする。 ● 維持管理・運當年数は、同種施設であれば施設規模を問わず評価対象とする。 ● 件数及び年数は、技術提案書提出日における件数及び年数とする。

No. 3	
評価方法：定量評価	
評価分類・項目：事業の安定性_下水汚泥再資源化物の利活用計画	
評価内容：下水汚泥再資源化物の利活用に当たり、事業安定性に寄与する利活用計画	
各項目評価 [利活用計画] (配点：3.5)	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、アについては、有効利用先確保に係る安定性を評価するため、次の算出式により評価する。なお、評価は有効利用先のうち、確約書を提出したものに限り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配点×(有効利用確定量／事業期間中の下水汚泥再資源化物の総製造量)
各項目評価 [所在地] (配点：0.5)	● 提案する有効利用先のうち、有効利用確定量が最も多い所在地における配点は、以下のとおりである。
	0.5 広島市内
	0.4 広島県内
	0.3 広島広域都市圏
	0.2 上記以外の国内
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 配点は各項目評価の合計とする。 ● 有効利用確定量は、確約書に示された受入期間及び受入量から算定する。 ● 事業期間中の下水汚泥再資源化物の総製造量については、期間は23年間とし、事業者提案とする。

No. 4	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：事業の安定性_セルフモニタリング	
評価内容：各業務におけるセルフモニタリング体制及びモニタリング方法	
A：配点×1.0=3.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、各業務に2件以上の優れた提案があり、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=2.25	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、各業務1件以上の優れた提案があり、計4件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=1.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、各業務1件の優れた提案があり、計3件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=0.75	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高くセルフモニタリングの確実な実施に資すると本市が判断したものとする。

No. 5	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：設計・施工_段階的施工計画	
評価内容：段階的施工に関する具体的かつ現実的な計画	
A：配点×1.0=6.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ3件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=4.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計5件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=3.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件で、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=1.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、段階的施工及び全体工程の確実な実施に資すると本市が判断したものとする。

No. 6	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：設計・施工_施設の機能性	
評価内容：脱水汚泥の量及び性状の変動に対する施設・設備計画の妥当性	
A：配点×1.0=5.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ3件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=3.75	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計5件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=2.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件で、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=1.25	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、脱水汚泥の量及び性状の変動に対する処理機能に係る操作性・柔軟性が高く、確実な運転に資すると本市が判断したものとする。

No. 7	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：設計・施工_施設の信頼性	
評価内容：安定稼働を見据えた耐久性、冗長性及び故障・不具合への対策	
A：配点×1.0=5.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=3.75	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=2.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計3件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=1.25	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、安定稼働を見据えた耐久性、冗長性及び故障・不具合への対策が適切で信頼性の高い運転に資すると本市が判断したものとする。

No. 8	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：維持管理・運営_効率的な維持管理・運営計画	
評価内容：維持管理の省力化・効率化、ライフサイクルコストの低減	
A：配点×1.0=5.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ3件以上で、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=3.75	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計5件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=2.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件で、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=1.25	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計2件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、効率的な維持管理・運営計画によって、省力化及びライフサイクルコストの低減に資すると本市が判断したものとする。

No. 9	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：維持管理・運営_安定的な維持管理計画	
評価内容：下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の安定性	
A：配点×1.0=5.00	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=3.75	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計5件の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=2.50	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=1.25	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計1件以上4件未満の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、施設の連続運転、保全対策、計画的な修繕、異常時等の安全確保及び復旧対策に資する維持管理計画であると本市が判断したものとする。

No.10	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：肥料利用の拡大推進_下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画	
評価内容：下水汚泥再資源化物の肥料利用に係る普及促進計画	
A：配点×1.0=7.00	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計6件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=5.25	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計5件の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=3.50	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計4件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=1.75	● 様式集の提案内容のうち、アにおいて、計1件以上4件未満の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、下水汚泥再資源化物の肥料利用に向けた取り組みが、継続的及び普及促進に資すると本市が判断したものとする。

No.11	
評価方法：定量評価	
評価分類・項目：環境への配慮_温室効果ガス排出量の削減	
評価内容：下水汚泥再資源化施設等における温室効果ガス排出量の削減の取り組み、創エネルギーの自己消費	
提案数値により評価 (配点：5.5点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、アの（ア）及びイの（ア）については、温室効果ガス排出量に対して、創エネルギーに伴う温室効果ガス削減量を考慮して、次の算出式により評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配点×(応募者のうち最低排出量/当該応募者の排出量)
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● アの（ア）及びイの（ア）の評価に当たっては、アの（イ）及びイの（イ）の提案内容において、削減効果や算出の妥当性が不明瞭である場合、上記の算出式に基づく評価の対象外とする。 ● 最低提案数値及び提案数値は創エネルギーに伴う温室効果ガス削減量を減じた数値とする。

No.12	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：地域への貢献_施工に関する地域企業との連携	
評価内容：地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び品質向上等	
A：配点×1.0=2.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=1.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=1.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=0.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイにおいて、計1件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」の定義とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、地域特性を踏まえた効率的な施工及び地域企業との連携による品質向上等の実現に資すると本市が判断したものとする。

No.13	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：地域への貢献_維持管理・運営に関する地域企業との連携	
評価内容：地域企業との連携による地域特性を踏まえた計画及び防災・減災機能の強化等	
A：配点×1.0=2.00	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=1.50	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=1.00	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=0.50	● 様式集の提案内容のうち、ア及びイにおいて、計1件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、地域特性を踏まえた効率的な維持管理・運営及び地域企業との連携による防災・減災機能の強化等の実現に資すると本市が判断したものとする。

No.14	
評価方法：定量評価	
評価分類・項目：社会的項目_女性技術者の雇用、環境対策への取組	
評価内容：主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者、環境対策への取り組み	
各項目評価 [女性技術者] (配点：0.30)	● 主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者に応じた配点は、以下のとおりである。
	0.30 主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者（主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者）と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術提案書の提出日以前1年以上の雇用期間が必要）がある場合。
	0.0 主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者（主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者）と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術提案書の提出日以前1年以上の雇用期間が必要）がない場合。
各項目評価 [環境対策への取り組み] (配点：0.20)	● 環境対策への取り組みに応じた配点は、以下のとおりである。
	0.20 技術提案書提出日において、ISO14001 の認証（建設工事の施工に関するものに限る。）がある場合。
	0.0 技術提案書提出日において、ISO14001 の認証（建設工事の施工に関するものに限る。）がない場合。
記載等に関する 留意事項	● 配点は各項目評価の合計とする。

No.15	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：その他_付帯事業	
評価内容：環境負荷低減、肥料利用の推進及びカーボンニュートラルに対する取り組み等	
A：配点×1.0=3.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=2.25	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=1.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=0.75	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア、イ及びウにおいて、計1件の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、肥料利用の推進、カーボンニュートラルの実現及び地域社会への貢献に資すると本市が判断したものとする。 ● No.15 付帯事業として提案した内容は、他の評価項目の評価対象としない。

No.16	
評価方法：定性評価	
評価分類・項目：その他_見学者への対応	
評価内容：施設見学者に対する本市への協力方針及び本事業のPR方法等	
A：配点×1.0=1.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ2件以上で、計4件以上の優れた提案がある場合。
B：配点×0.75=0.75	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件以上で、計3件以上の優れた提案がある場合。
C：配点×0.5=0.50	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイの各項目において、優れた提案がそれぞれ1件で、計2件の優れた提案がある場合。
D：配点×0.25=0.25	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容のうち、ア及びイにおいて、計1件以上の優れた提案がある場合。
E：配点×0.0=0.00	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集の提案内容に対して、漏れなく提案がなされているが、AからDに該当しない場合。
記載等に関する 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「優れた提案」とは、提案内容が具体的かつ実効性が高く、施設見学者に対する教育的効果及び本事業への理解促進に資すると本市が判断したものとする。